

三. 実際の運用における情報開示請求手続の流れ

1) ヒアリングを実施した当局一覧

ヒアリングは、以下の中国各地の 44 当局に対して実施した。当局の略称とそれぞれの正式名称については以下のとおり。

TSB…質量技術監督局
MSA…市場监督管理局
AIC…工商行政管理局
PSB…公安局

また、以下表内の「開示対象当局」欄の（ ）は、その上流機関へのヒアリングを実施した結果、運用が同様であった当局を記載している。

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局	案件 No.
(1)、(2)	北京市	北京市 AIC 朝陽分局 (北京市 AIC 朝陽分局 六里屯工商所)	北京市 AIC 朝陽分局	1
			北京市 AIC 朝陽分局六里屯工商所	2
(3)	吉林省	長春市 AIC 南関区分局	長春市 AIC 南関区分局	3～12
(4)	遼寧省	瀋陽市 AIC 五愛分局	瀋陽市 AIC 五愛分局	13、14
(5)	山東省	臨沂市 AIC	臨沂市 AIC	15
(6)	河南省	鄭州市 AIC 金水分局	鄭州市 AIC 金水分局	16～32
(7)	河南省	鄭州市 TSB 金水分局	鄭州市 TSB 金水分局	33
(8)	安徽省	合肥市 AIC	合肥市 AIC	34～39
(9)～ (11)	浙江省	義烏市 AIC (義烏市 AIC 稠城工商所、 義烏市 AIC 義北工商所)	義烏市 AIC	40
			義烏市 AIC 稠城工商所	41
			義烏市 AIC 義北工商所、 義烏市 AIC	42
(12)	浙江省	義烏市 AIC 江東分局	義烏市 AIC 江東分局	43、44

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局	案件 No.
(13)	浙江省	樂清市 AIC	樂清市 AIC	45～48
(14)	四川省	成都市 AIC 武侯分局	成都市 AIC 武侯分局	49
(15)	重慶市	重慶市 AIC 渝中区分局	重慶市渝中区陝西路 工商所	50～52
(16)	雲南省	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	53、54
(17)	広東省	広州市 AIC 白雲分局	広州市 AIC 白雲分局	55～57
(18)	広東省	広州市 AIC 越秀分局	広州市 AIC 越秀分局	58～62
(19)、 (20)	浙江省	寧波市 AIC 慈溪分局逍林 工商所 寧波市 AIC 慈溪分局	寧波市 AIC 慈溪分局逍林 工商所	63、64
(21)	浙江省	寧波市 AIC 慈溪分局横河 工商所 寧波市 AIC 慈溪分局	寧波市 AIC 慈溪分局横河 工商所	65
(22)	浙江省	義烏市 TSB	義烏市 TSB	66
(23)	浙江省	永康市 AIC	永康市 AIC	67
(24)	浙江省	瑞安市 AIC 塘下鎮工商所	瑞安市 AIC 塘下鎮工商所	68
(25)	浙江省	樂清市 TSB	樂清市 TSB	69
(26)	広東省	東莞市 TSB	東莞市 TSB	70
(27)	浙江省	嘉善県 AIC	嘉善県 AIC	71～72
(28)	広東省	広州市 AIC 荔湾分局	広州市 AIC 荔湾分局	73
(29)～ (31)	広東省	広州市 TSB (広州市花都区 TSB、 広州市天河区 TSB)	広州市花都区 TSB	74
			広州市天河区 TSB	75、76
(32)	広東省	深圳市 MSA 宝安分局	深圳市 MSA 宝安分局	77～79
(33)	上海市	上海市 TSB	上海市 TSB	80～84
(34)	上海市	上海市 AIC 徐匯分局	上海市 AIC 徐匯分局、 上海市 AIC 徐匯分局康健 工商所	85、86

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局	案件 No.
(35)	上海市	上海市閔行区 TSB	上海市閔行区 TSB	87～96
(36)	浙江省	寧波市 AIC	寧波市 AIC	97
(37)	広東省	珠海市 TSB	珠海市 PSB、珠海市 TSB	98
(38)	江蘇省	南京市下関区 TSB	南京市 TSB、南京市下関区 TSB、南京市 PSB	99～106
(39)	江蘇省	南京市玄武区 TSB	南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	107～116
(40)	江蘇省	南京市秦淮区 TSB	南京市 TSB、南京市秦淮区 TSB、南京市 PSB	117～121
(41)	江蘇省	揚州市広陵区 AIC	揚州市広陵区 AIC	122～125
(42)	江蘇省	蘇州市昆山 TSB	蘇州市昆山 TSB	126～133
(43)	上海市	上海市普陀区 TSB	上海市普陀区 TSB	134～143
(44)	雲南省	昆明市 PSB 五華分局	昆明市 PSB 五華分局	144

なお、以下の表内の当局については、摘発当局不明や調査会社がすでに入手済み、或いは連絡が取れずの理由により、ヒアリングを実施しなかったか、もしくは実施できなかった。

特に、連絡が取れなかった当局については、約3週間の間、複数回連絡を試みたものの、連絡が取れなかったことから、今後も連絡が取れる保証がなく、調査対象に馴染まないものと判断されることから、調査対象から外すこととした。

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局	案件 No.
(45)	内蒙古自治区	不明	不明	145
(46)	湖北省	武漢市 AIC	武漢市 AIC	146
(47)	浙江省	瑞安市 TSB	瑞安市 TSB 塘下分局	147、148
(48)	福建省	莆田市涵江区 AIC	莆田市涵江区 AIC	149

2) 当局へのヒアリング結果

- ① 情報開示請求手続きを取らなくても、連絡をもらえれば、処罰情報を開示すると回答した
当局

・対応結果

開示申請の可否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
不要	——	——	——

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(1)	北京市	北京市 AIC 朝陽分局	北京市 AIC 朝陽分局
(2)	北京市	北京市 AIC 朝陽分局	北京市 AIC 朝陽分局 六里屯工商所
(3)	吉林省	長春市 AIC 南関区分局	長春市 AIC 南関区分局
(4)	遼寧省	瀋陽市 AIC 五愛分局	瀋陽市 AIC 五愛分局
(5)	山東省	臨沂市 AIC	臨沂市 AIC
(6)	河南省	鄭州市 AIC 金水分局	鄭州市 AIC 金水分局
(8)	安徽省	合肥市 AIC	合肥市 AIC
(9)	浙江省	義烏市 AIC	義烏市 AIC
(10)	浙江省	義烏市 AIC	義烏市 AIC 稠城工商所
(11)	浙江省	義烏市 AIC	義烏市 AIC 義北工商所、 義烏市 AIC
(12)	浙江省	義烏市 AIC 江東分局	義烏市 AIC 江東分局
(13)	浙江省	樂清市 AIC	樂清市 AIC
(14)	四川省	成都市 AIC 武侯分局	成都市 AIC 武侯分局

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(15)	重慶市	重慶市 AIC 渝中区分局	重慶市渝中区陝西路工商所
(16)	雲南省	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	昆明市五華区 AIC 蓮華分局
(17)	広東省	広州市 AIC 白雲分局	広州市 AIC 白雲分局
(18)	広東省	広州市 AIC 越秀分局	広州市 AIC 越秀分局

・対応当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(7)	河南省	鄭州市 TSB 金水分局	鄭州市 TSB 金水分局

・処罰情報の開示請求

上記①の「情報開示請求手続きを取らなくても、連絡をもらえれば、処罰情報を開示すると回答した」当局については、権利者に対して、以下の対応を進めた。

- (1) 権利者かもしくは摘発を依頼した代理人に、同当局に対して、処罰情報の開示を請求してもらうよう要請

以下の案件に関しては、以下のそれぞれの当局に直接連絡して、処罰情報の開示を請求してもらうよう要請した。

●案件No. 31、32

- ・鄭州市工商行政管理局金水分局法制科
- ・電話番号：0371-63833338

●案件No. 53、54

- ・昆明市五華区工商行政管理局蓮華分局弁公室
- ・電話番号：0871-5134092

●案件No. 49

- ・成都市工商行政管理局武侯分局法制科
- ・電話番号：028-85590792

・関連案件

案件 No	当局 No.	摘発地	開示対象当 局	摘発当局	権利者
31	(6)	河南省	鄭州市 AIC 金水分局	鄭州市 AIC 金水分局	D 社、E 社、F 社、 G 社、H 社、I 社
32	(6)	河南省	鄭州市 AIC 金水分局	鄭州市 AIC 金水分局	D 社、E 社、F 社、 G 社、H 社、I 社、 J 社
49	(14)	四川省	成都市 AIC 武侯分局	成都市 AIC 武侯分局	D 社、E 社、H 社、 I 社
53	(16)	雲南省	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	D 社、F 社、H 社、 I 社
54	(16)	雲南省	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	D 社、E 社、F 社、 H 社、I 社

(2) 当局側には法令上、処罰情報の開示義務がないため、開示請求のノウハウを教示

(3) 万一、個別に開示を請求したが、開示されなかった場合には、開示請求手続きを代行

上記 (1) の処罰情報の開示請求対応が進められており、かつ関連当局においては、特段不具合に関するクレーム等が来ていないことから、スムーズに進行しているものと判断。今後、当局にて問題が生じた折には、開示手続きを代行するものとする。

② 情報開示請求手続きを取れば、個別に開示の可否を検討し開示できる可能性がある旨、回答した当局

a) 情報開示請求手続きを取り、開示情報を入手することができた当局

・対応結果

開示申請の要否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
要	有	有	開示情報を入手

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(19)、 (20)	浙江省	寧波市 AIC 慈溪分局 逍林工商所 寧波市 AIC 慈溪分局	寧波市 AIC 慈溪分局 逍林工商所
(19)、 (21)	浙江省	寧波市 AIC 慈溪分局 横河工商所 寧波市 AIC 慈溪分局	寧波市 AIC 慈溪分局 横河工商所
(23)	浙江省	永康市 AIC	永康市 AIC
(24)	浙江省	瑞安市 AIC 塘下分局	瑞安市 AIC 塘下鎮工商所

・対応当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(22)	浙江省	義烏市 TSB	義烏市 TSB
(25)	浙江省	樂清市 TSB	樂清市 TSB
(26)	広東省	東莞市 TSB	東莞市 TSB

b) 情報開示請求手続きを取り、処罰決定書未発効により入手不可能の回答を入手した当局

・対応結果

開示申請の要否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
要	有	有	情報入手不可能の 回答を入手

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(27)	浙江省	嘉善県 AIC	嘉善県 AIC

c) 情報開示請求手続きを取り、不受理の回答を入手した当局

・対応結果

開示申請の可否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
要	有	有	不受理の回答を入手

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(28)	広東省	広州市 AIC 荔湾分局	広州市 AIC 荔湾分局

・対応当局（MSA）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(32)	広東省	深圳市 MSA 宝安分局	深圳市 MSA 宝安分局

・対応当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(29)、 (30)	広東省	広州市 TSB	広州市花都区 TSB
(29)、 (31)	広東省	広州市 TSB	広州市天河区 TSB

d) 情報開示請求手続きを取らなかった当局

権利者の意向をもって、今回は調査対象から外した。

・対応結果

開示申請の可否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
要	無	——	——

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(34)	上海市	上海市 AIC 徐匯分局	上海市 AIC 徐匯分局、上海市 AIC 徐匯分局康健工商所
(36)	浙江省	寧波市 AIC	寧波市 AIC

・対応当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(33)	上海市	上海市 TSB	上海市 TSB
(35)	上海市	上海市閔行区 TSB	上海市閔行区 TSB
(37)	広東省	珠海市 TSB	珠海市 PSB、珠海市 TSB

- ③ 情報開示請求手続きを取っても、個別の行政摘発案件については、開示することができない旨、回答した当局

・対応結果

開示申請の可否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
不要	——	——	——

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(41)	江蘇省	揚州市広陵區 AIC	揚州市広陵區 AIC

・対応当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(38)	江蘇省	南京市下関區 TSB	南京市 TSB、南京市下関區 TSB、南京市 PSB
(39)	江蘇省	南京市玄武區 TSB	南京市 TSB、南京市玄武區 TSB、南京市 PSB
(40)	江蘇省	南京市秦淮區 TSB	南京市 TSB、南京市秦淮區 TSB、南京市 PSB
(42)	江蘇省	蘇州市昆山 TSB	蘇州市昆山 TSB
(43)	上海市	上海市普陀區 TSB	上海市普陀區 TSB

・対応当局（PSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(44)	雲南省	昆明市 PSB 五華分局	昆明市 PSB 五華分局

④ 連絡が取れず

・対応結果

開示申請の可否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
(実施できず)	——	——	——

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(46)	湖北省	武漢市 AIC	武漢市 AIC

(48)	福建省	莆田市涵江区 AIC	莆田市涵江区 AIC
------	-----	------------	------------

・ 対応当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(47)	浙江省	瑞安市 TSB	瑞安市 TSB 塘下分局

・ 対応当局（不明）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(45)	内蒙古自治区	不明	不明

3) 本件における情報開示請求手続の流れ

1. 公開を希望する情報内容を決定

[前提]

- ・ 公開希望情報内容が、中国の法律や条例に違反する内容でないこと。
- ・ 特定の個人情報を含む情報の公開については、その関係者（権利者等）や権利者が委託した代理人のみが申請可能。
- ・ 一部当局については、海外法人に対して情報公開を認めていないことから、事前確認が必要。

[本調査での実際の対応結果]

- ・ 本調査では、権利者の模倣品を製造もしくは販売している業者に対する摘発後に、当局が下した処罰結果情報の開示請求を行った。
- ・ ジェトロ北京事務所では、処罰結果情報の開示を希望する日本企業の権利者を募り、別紙2 各権利者の事例一覧のとおり、計 149 事例の公開希望情報を決定した。

2. 関係当局に対して、情報公開請求手続の必要有無を問い合わせ

- ・ 情報公開請求手続不要の場合は、そのまま当局に情報開示を請求すれば良い。
- ・ 当局への電話やファックス等によるヒアリングの結果、当局は以下の4分類に区分される。

- ① 情報開示請求手続を取らなくても、連絡をもらえれば、処罰情報を開示すると回答した当局
- ② 情報開示請求手続を取れば、個別に開示の可否を検討し開示できる可能性がある旨、回答した当局
- ③ 情報開示請求手続を取っても、個別の行政摘発案件については、開示することができない旨、回答した当局
- ④ 連絡が取れず

3.

関係当局への情報公開請求資料の送付

●必要書類

- ・ 申請書原本
- ・ 登記簿謄本原本（公証認証手続は不要）
- ・ （代理人を通す場合は、）公証認証を経た委任状

- ※ 申請書のフォーマットについては、各当局のホームページよりダウンロード。
- ※ 申請書の申請者の欄には、中国国内の宛先や中国語を解する担当者名を記載しておく、当局との対応がよりスムーズに進むと思われる。
- ※ 当局の意向によっては、登記簿謄本の公証認証手続や、その他の書類の提出を求められる可能性もある。

●送付方法

- 1) 申請対象とする当局宛の申請書（中国語原本）をプリントアウトの上、必要事項と日付欄を記入（印字でも可）し、社印（実印でなくとも問題なし）を押印する。
- 2) 上記、申請書を、権利者の登記簿謄本とともに封筒に入れ、封筒の左下隅に、「政府信息公开申请」（朱書きでなくとも可）ご記入する。
（同一当局に対し、複数案件に関して申請する場合は、各申請書をまとめて、一つの封筒に入れて郵送してもよい。）
- 3) EMS にて郵送。
（具体的担当者等の記載は不要。）

4.

当局による資料の受領と審査

- ・ 本調査において、回答に係る所要日数については、資料送付日から早い場合で3～10日程度、遅くとも1ヶ月以内となっている。
- ・ 当局から権利者への回答率は「非開示」という回答も含めれば100%となっている。

5. 当局から権利者、もしくは代理人への回答

●回答方法

電話	・「開示」「非開示」の最終連絡は、ファックスや郵送等により書面にてなされるケースが多い。 ・「非開示」の連絡の場合、電話による口頭の回答であったケースあり。 ・問合せ等は、電話、メール等でもやり取りがなされるケースあり。
電子メール	
ファックス	
郵送による書面	

●本件における情報公開申請書の送付先

・乐清市 TSB

郵便番号：325600
住所：浙江省乐清市乐成镇晨曦路 186 号
宛先：乐清市质量技术监督局 办公室
連絡先番号：0577-62521860

・寧波市 AIC

郵便番号：315040
住所：浙江省宁波市和济街 69 号
宛先：宁波市工商行政管理局 办公室
連絡先番号：0574-87324615

・永康市 AIC

郵便番号：321300
住所：浙江省永康市龙川中路 398 号
宛先：永康市工商行政管理局 政府信息公开申请办公室
連絡先番号：0579-87139769

・ 瑞安市 AIC 塘下鎮工商所

郵便番号：325200

住所：浙江省瑞安市商城大厦 5 楼

宛先：瑞安市工商行政管理局塘下鎮工商所 办公室

連絡先番号：0577-65629639

・ 嘉善県 AIC

郵便番号：314100

住所：浙江省嘉善县人民大道 820 号

宛先：嘉善县工商行政管理局 办公室

連絡先番号：0573-84231280

・ 義烏市 TSB

郵便番号：322000

住所：浙江省义乌市香山路 235 号 4 楼

宛先：义乌市质量技术监督局 办公室

電話番号：0579-85316722

・ 東莞市 TSB

郵便番号：523120

住所：广东省东莞市东城主山社区莞温路 178 号主楼 9 楼

宛先：东莞市质量监督局 办公室

連絡先番号：0769-23109900

・ 広州市 TSB

郵便番号：510050

住所：广东省广州市越秀北路 311 号（小北御景广场）

宛先：广州市质量技术监督局 办公室

連絡先番号：020-83228311／020-83228323

・ 広州市 AIC 荔湾分局

郵便番号：510140

住所：广东省广州市长寿西路 70 号 5 楼调研 8 室

宛先：广州市工商行政管理局荔湾分局 政务信息公开办公室

連絡先番号：020-81295588

・ 広州市花都区 TSB

郵便番号：510800

住所：广东省广州市花都区新华街华侨商业城 A12 栋

宛先：广州市花都区质量技术监督局 办公室

連絡先番号：020-86979007

・ 深圳市 MSA 宝安分局

郵便番号：518040

住所：广东省深圳市深南大道 7010 号 工商物价大厦

宛先：深圳市市场监督管理局 办公室

電話番号：0755-83070316

・ 珠海市 TSB

郵便番号：519002

住所：广东省珠海市香洲区人民西路 133 号珠海市质量技术监督局办公楼 1307 室

宛先名：珠海市质量技术监督局 办公室

連絡先番号：0756-2661388

●対象当局所在地／浙江省



●対象当局所在地／広東省



4) 当局から権利者への回答に係る日数

権利者からは、それぞれ浙江省と広東省の当局に対して情報公開請求手続きを行い、以下の結果を得ることができた。

権利者から当局への情報公開請求手続きに対して、当局から権利者への回答率は「非開示」の連絡も含めれば100%となっており、回答に係る所要日数については、早い場合で3～10日程度、遅くとも1ヶ月以内には、当局からの回答が得られている。

●浙江省当局

案件 No.	開示対象当局	権利者企業	開示請求希望 連絡日 (権利者→代理会社)	資料送 付日(代 理会社 →権利 者)	開示請 求日(権 利者→ 当局)	開示結 果取得 日(当局 →代理 会社)	開示請 求から 開示結 果取得 までの 日数
69	樂清市 TSB	A 社	2012/ 10/24	2012/ 11/26	2013/ 1/21	2013/ 1/31	10 日
63～ 65	寧波市 AIC、 寧波市 AIC 慈 溪分局逍林 工商所、 寧波市 AIC 慈 溪分局横河 工商所	L 社	2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2013/ 1/4	6 日
67	永康市 AIC		2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2013/ 1/21	3 日
68	瑞安市 AIC 塘下鎮工商所		2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2012/ 12/7	9 日
71、 72	嘉善県 AIC		2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2012/ 12/24 お よび 2013/ 1/28	26 日
66	義烏市 TSB	M 社	2012/ 11/13	2012/ 11/22	2013/ 1/7	2013/ 1/10	3 日

●広東省当局

案件 No.	開示対象当局	権利者企業	開示請求希望 連絡日 (権利者→代理会社)	資料送 付日(代 理会社 →権利 者)	開示請 求日(権 利者→ 当局)	開示結 果取得 日(当局 →代理 会社)	開示請 求から 開示結 果取得 までの 日数
70	東莞市 TSB	A 社	2012/ 10/24	2012/ 11/26	2013/ 1/21	2013/ 1/31	10 日
75、 76	広州市 TSB		2012/ 10/24	2012/ 11/26	2013/ 1/21	2013/ 2/18	28 日
73	広州市 AIC 荔湾分局	L 社	2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2012/ 12/10	12 日
74	広州市花都区 TSB		2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2012/ 12/11	13 日
77～ 79	深圳市 MSA 宝 安分局	M 社	2012/ 11/13	2012/ 11/22	2013/ 1/7	2013/ 1/17	10 日

5) 当局から権利者への回答結果

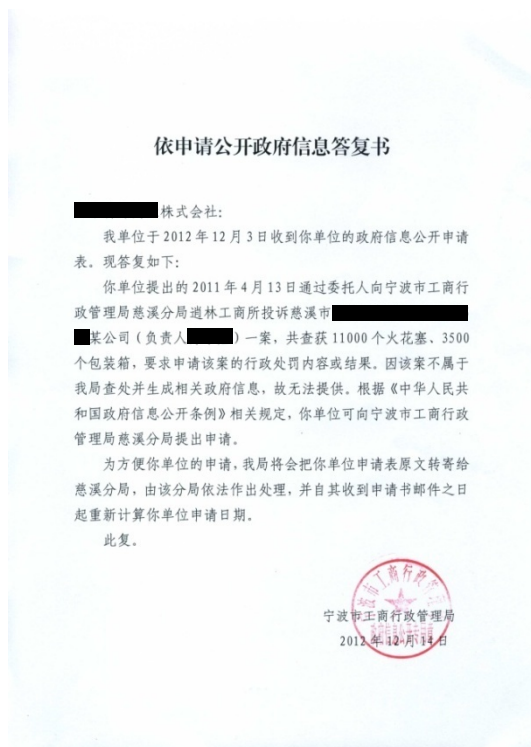
●浙江省当局

案件 No.	開示対象当局	権利者企業	公開の可否
69	樂清市 TSB	A 社	公開
63～65	寧波市 AIC、 寧波市 AIC 慈溪分局逍林 工商所、 寧波市 AIC 慈溪分局横河 工商所	L 社	公開
67	永康市 AIC		公開
68	瑞安市 AIC 塘下鎮工商所		公開
71、72	嘉善県 AIC		公開不能（公開す べき情報がない ため）
66	義烏市 TSB	M 社	公開

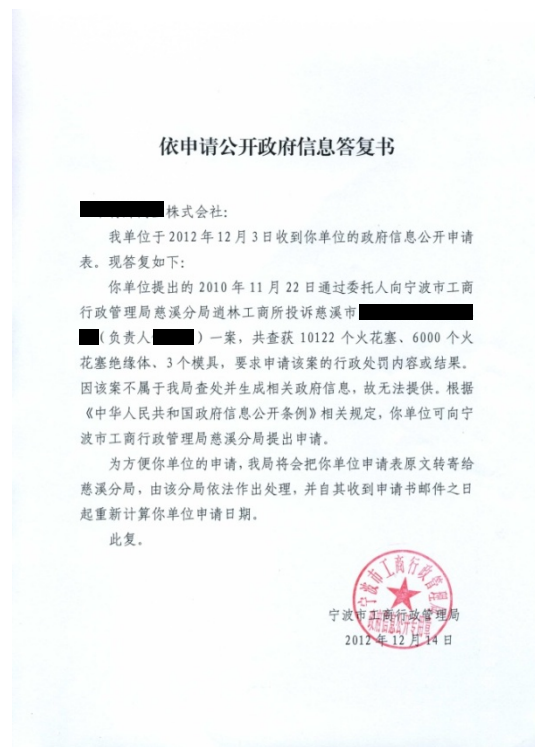
●広東省当局

案件 No.	開示対象当局	権利者企業	公開の可否
70	東莞市 TSB	A 社	公開
75、76	広州市 TSB		非公開
73	広州市 AIC 荔湾分局	L 社	非公開
74	広州市花都区 TSB		非公開
77～79	深圳市 MSA 宝安分局	M 社	非公開

●情報開示可に関する回答（寧波市 AIC 慈溪分局逍林工商所 ⇒ L 社）

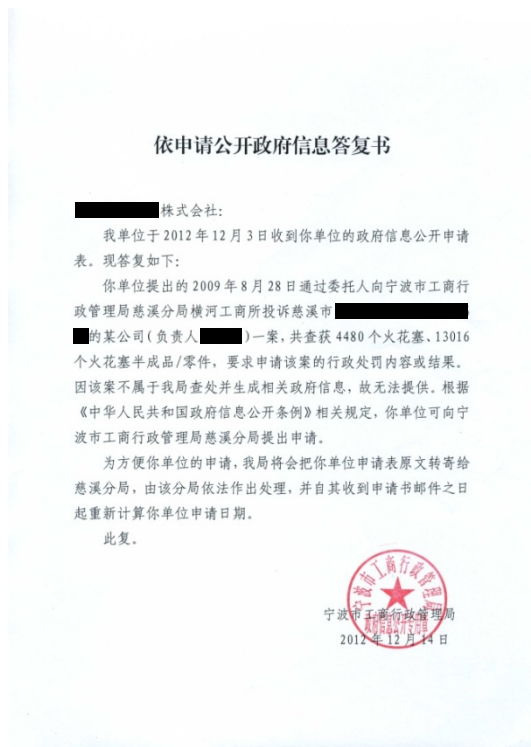


案件No. 63／政府情報の公開申請への回答書



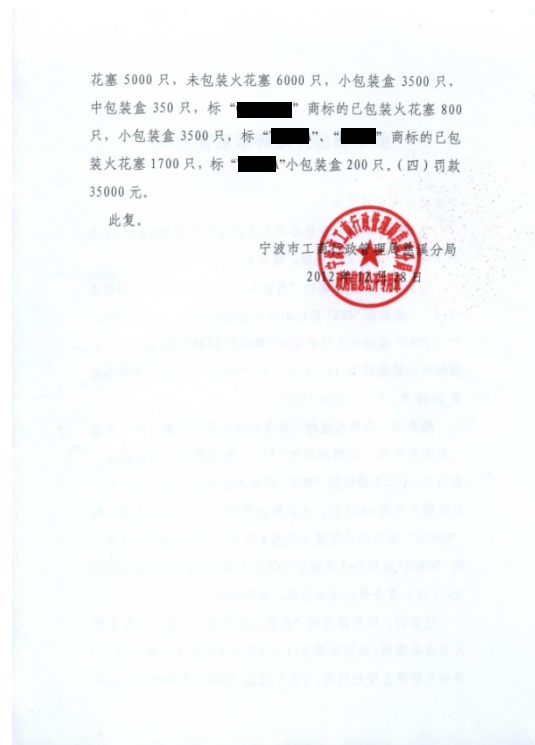
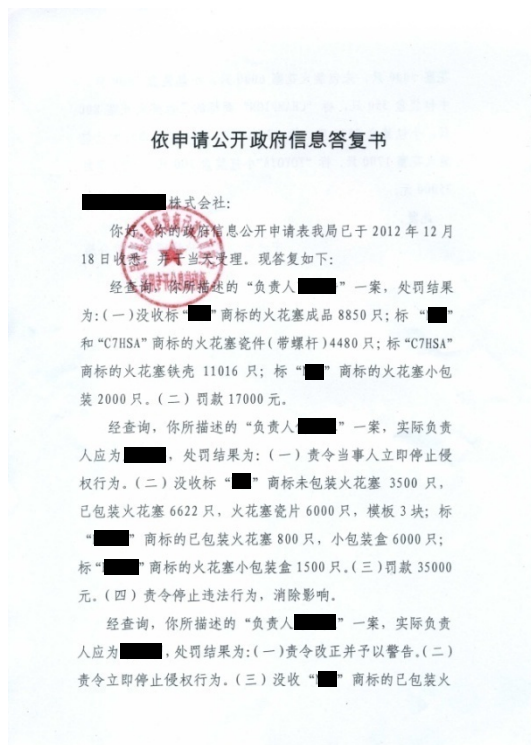
案件No. 64／政府情報の公開申請への回答書

●情報開示可に関する回答（寧波市 AIC 慈溪分局横河工商所 ⇒ L 社）



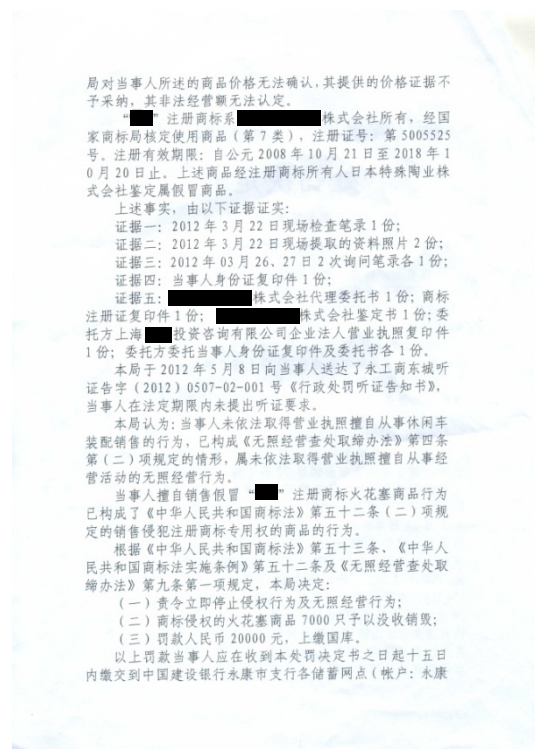
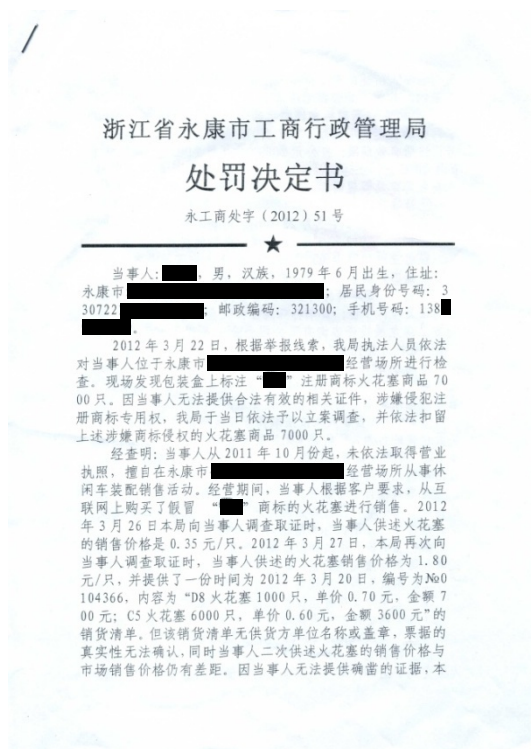
案件No. 65／政府情報の公開申請への回答書

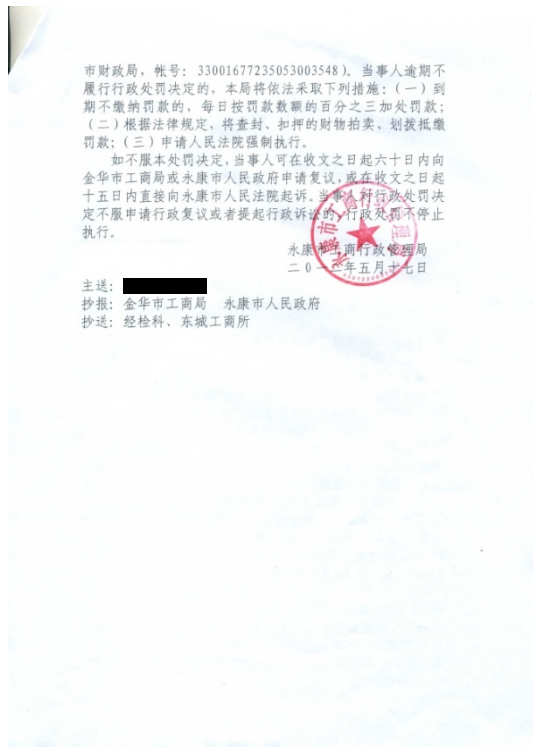
●情報開示可に関する回答（寧波市 AIC 慈溪分局 ⇒ L 社）



案件No. 63~65／政府情報の公開申請への回答書

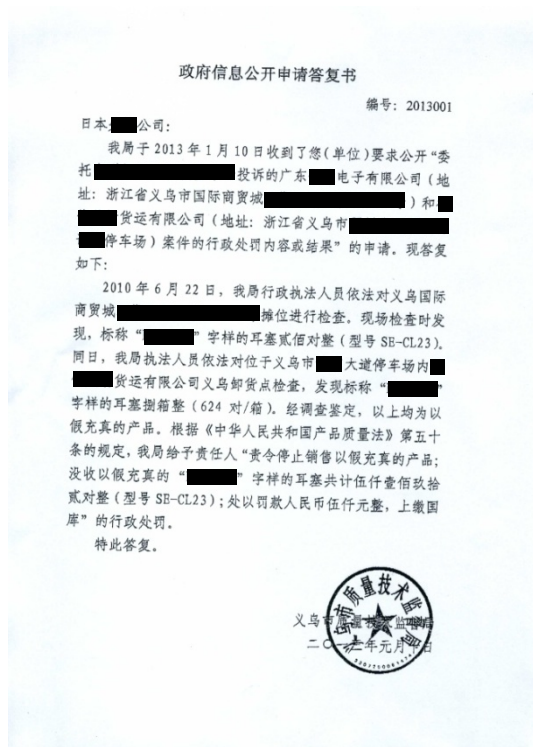
●情報開示可に関する回答（永康市 AIC ⇒ L 社）





案件No. 67／行政処罰決定書原本の写し

●情報開示可に関する回答（義烏市TSB ⇒ M社）



案件No. 66／政府情報開示申請に対する回答書

●情報開示可に関する回答（乐清市TSB ⇒ A社）

001

质量技术监督
行政处罚决定书
(乐)质技监罚字〔2011〕A051号

副本

被处罚单位(人): 个体户

地址: 乐清市

违法事实: 2011年3月23日, 我局柳市分局执法人员依法对位于乐清市 个体户进行执法检查, 经检查具体情况如下: 现场有标 “CORP. JAPAN” 的小型断路器外壳计100只; 模块1块。 个体户未能提供相关的合法手续和证明, 上述产品被扣押。

经进一步调查核实: 与 个体户 CORP. JAPAN (日本 公司) 无相关协作关系, 因而承印标 “CORP. JAPAN” 的小型断路器外壳属违法承印 个体户 CORP. JAPAN (日本 公司) 的品牌标志。

现场违法的产品有: 标 “CORP. JAPAN” 的小型断路器外壳计100只, 单价为0.50元/只。以上产品总货值为50元。

证据: 以上事实有现场检查笔录、调查笔录等证据证明。

性质: 与 个体户 CORP. JAPAN (日本 公司) 无相关协作关系违法承印 个体户

乐清市质量技术监督

002

CORP. JAPAN (日本 公司) 的品牌标志的行为, 已违反《浙江省产品质量监督条例》第十三条的规定。

处罚依据及决定: 依据《浙江省产品质量监督条例》第三十七条的规定, 给予下列行政处罚:

- 1、没收违法承印物品;
- 2、罚款5000元, 上缴国库。

处罚履行方式和期限: 以上行政处罚, 罚款由被处罚单位(人)自收到本决定书之日起十五日内到工行乐清市支行缴纳, 帐号: 1203282029200436595; 逾期不缴纳的, 每日按罚款数额的百分之三加处罚款。

当事人对以上行政处罚不服的, 可在接到本决定书之日起, 六十日内向温州市质量技术监督局或乐清市人民政府申请复议, 或三个月内向乐清市人民法院提起诉讼; 逾期不申请复议、不起诉又不履行的, 本局将申请乐清市人民法院强制执行或按有关规定执行。

二〇一一年九月二十六日

副本与正本核对无异

承办人: 陈建强
核准人: 陈建强
批准时间: 2011年9月26日

案件No. 69/行政处罚决定书原本の写し

●情報開示可に関する回答（瑞安市AIC塘下鎮工商所 ⇒ A社）

12/07 2031 12:31 #2105 P.001

瑞安市工商行政管理局
行政处罚决定书

瑞工商处字(2010)第184号

当事人: 男, 汉族, 1949年7月23日出生, 小学文化程度, 住址: 瑞安市, 公民身份号码: 330321; 系个体工商户, 组成形式: 个人经营, 经营场所: 瑞安市, 经营范围及方式: 摩配加工, 执照有效期: 自2010年1月28日至2014年1月27日, 营业执照注册号: 3303, 电话: , 邮编: 。

经查明: 当事人戴绍挺未经 “ ” 商标注册人 株式会社许可, 擅自在其生产的同一种商品摩托车火花塞高压帽上使用与该注册商标相同的商标。自2010年1月20日开始至2010年3月12日立案发止, 当事人在其位于瑞安市 的工场内生产了标有 “ ” 商标的摩托车火花塞高压帽成品27600只、半成品2400只, 均未销售, 成品销售定价每只0.33元, 半成品成本价每只0.07元。以上合计非法经营额9276元。涉案商品已于案发当日被本局依法扣押。

以上事实, 由以下证据证实: 现场检查笔录, 涉案摩托车火花塞高压帽, 涉案现场和涉案摩托车火花塞高压帽照片, “ ” 商标注册

12/07 2031 12:31 #2105 P.002

资料, 当事人 的询问调查笔录, 当事人的营业执照复印件。

本局认为: 当事人未经 “ ” 商标注册人许可, 擅自在其生产的同一种商品摩托车火花塞高压帽上使用与其注册商标相同的商标, 其行为属于《中华人民共和国商标法》第五十二条第(一)项所指的侵犯注册商标专用权。根据《中华人民共和国商标法》第五十三条和《中华人民共和国商标法实施条例》第五十二条的规定, 本局决定, 责令当事人立即停止侵权行为, 并对其处罚如下:

- 一、没收在扣的侵权商品(标有 “ ” 商标的摩托车火花塞高压帽成品27600只、半成品2400只);
- 二、处罚款22000元。

当事人应自收到本处罚决定书之日起十五日内就近到瑞安市工商银行营业部(帐户: 瑞安市政府非税收入汇缴结算专户, 帐号: 1203281009064090915)缴纳罚款。逾期不缴纳罚款的, 每日按罚款数额的百分之三加处罚款。

如不服上述处罚决定, 可在接到本行政处罚决定书之日起六十日内向温州市工商行政管理局或瑞安市人民政府申请复议, 也可在十五日内依法直接向瑞安市人民法院提起诉讼。

瑞安市工商行政管理局
二〇一〇年六月

案件No. 68/行政处罚决定书原本の写し

●情報開示可に関する回答（東莞市TSB ⇒ A社）

09/09/15 19:15 HP LASERJET FAX p.01

**质量技术监督
行政处罚决定书副本**

(东)质监罚字[2011]第266号

东莞市南城[]
地址 东莞市南城[] 邮编 []
营业执照(身份证件)编号 4419009030 [] 电话 []
法定代表人(负责人) 伍坤 [] 职务 [] 电话 []

东莞市南城[]于2011年3月期间生产冒用他人厂名(WITTS ELECTRIC)造产地(MADE IN JAPAN)的变频器4台(型号为[]30K-CHT),货值金额合计壹万叁仟贰佰元(13200元)。

以上事实违反《中华人民共和国产品质量法》第三十条,依据《中华人民共和国产品质量法》第五十三条。

本局决定给予以下行政处罚:

一、责令停止生产冒用他人厂名、伪造产地的产品;
二、没收冒用他人厂名、伪造产地的变频器4台(型号为[]CHT);
三、处以壹万叁仟元的罚款,上缴国库。

请于收到本决定书之日起十五日内将罚款缴交到
农业银行、工商银行、建设银行、任意一银行的非税系统
逾期不缴罚款的,每日按罚款数额的3%加处罚款。
如对本决定不服,可于接到本决定书之日起六十日内向广东省质量技术监督局申请行政复议,也可以于三个月内依法向人民法院提起行政诉讼。

2011年4月14日

案件No. 70/行政处罚决定书原本の写し
(ファックス)

广东省东莞市质量技术监督局

(2013)第2号

关于政府信息公开申请的答复

本机关于2013年1月21日收到您提交的政府信息公开申请。经审核,本机关决定对您公开查处东莞市[]销售部的有关信息。

根据举报投诉,本机关于2011年3月30日对东莞市[]销售部进行执法检查,现场查获该销售部生产、冒用他人厂名、伪造产地的“[]变频器”4台及用于生产上述违法产品的原材料一批(包装箱6个、变频器外壳8个、使用手册10本)。本机关依法对上述违法产品进行了扣押,并于2011年5月17日对该销售部下达了《行政处罚决定书》。

特此告知。

附件:行政处罚决定书复印件一份

2013年1月23日

案件No. 70/政府情報開示申請に関する回答
(郵送)

●未立件につき、公開不能に関する回答（嘉善県AIC ⇒ L社）

政府信息公开告知书

2013 年第 2 号

[] 株式会社:

本单位于 13 年 1 月 14 日收到你(单位)提出的政府信息公开申请,具体见申请表 2013 年第 2 号。经查,你(单位)申请获取的政府信息:

☐ 属于公开范围,请到[]领取或注意查收(电子邮件/信件);

☐ 属于部分公开范围,请到[]领取或注意查收(电子邮件/信件);

☐ 属于主动公开范围,请到[]查阅;

☐ 不属于本单位,建议向[]咨询,联系方式为[];

☒ 不存在。“上海[]投资咨询有限公司对位于浙江省嘉善县木业大道[]的某火花塞工厂”的投诉不符合受理条件,故我局未受理此案。

☐ 按规定应出示有效身份证件或者证明文件,请携带有效证件到本单位当面申请,地点如下: [];

☐ 按规定,本单位应向你(单位)收取费用人民币[]元。

特此告知。

公章或专用章
2013年1月23日

联系电话: 84231280

(一式二份,一份存档,一份送申请人)

2

案件No. 71/政府情報公開告知書

政府信息公开告知书

2013 年 第 1 号

_____ 株式会社 _____:

本单位于 13 年 1 月 14 日收到你(单位)提出的政府信息公开申请,具体见申请表 2013 年 第 1 号。经查,你(单位)申请获取的政府信息:

☐ 属于公开范围,请到_____领取或注意查收(电子邮件/信件);

☐ 属于部分公开范围,请到_____领取或注意查收(电子邮件/信件);

☐ 属于主动公开范围,请到_____查阅;

☐ 不属于本单位,建议向_____咨询,联系方式为_____;

☒ 不存在。2010 年 12 月 10 日,上海_____投资咨询有限公司向本局投诉嘉善县魏塘镇华东建材市场_____有假冒烟花塞,经我局执法人员现场检查,投诉地点为一快递企业,假冒烟花塞为外地向嘉善寄送的物品,且无接收人姓名,只留一手机号码,经调查该号码为空号,所以我局无法找到当事人,无法立案查处。

☐ 按规定应出示有效身份证件或者证明文件,请携带有效证件到本单位当面申请,地点如下:_____;

☐ 按规定,本单位应向你(单位)收取费用人民币_____元。

特此告知。

公章或专用章
2013 年 1 月 23 日

联系电话: 84231280 _____

(一式二份,一份存档,一份送申请人)

案件No. 72／政府情報公開告知書

●情報開示不可に関する回答（広州市TSB ⇒ A社）

法的根拠：中華人民共和国政府政府情報公開条例 第1条

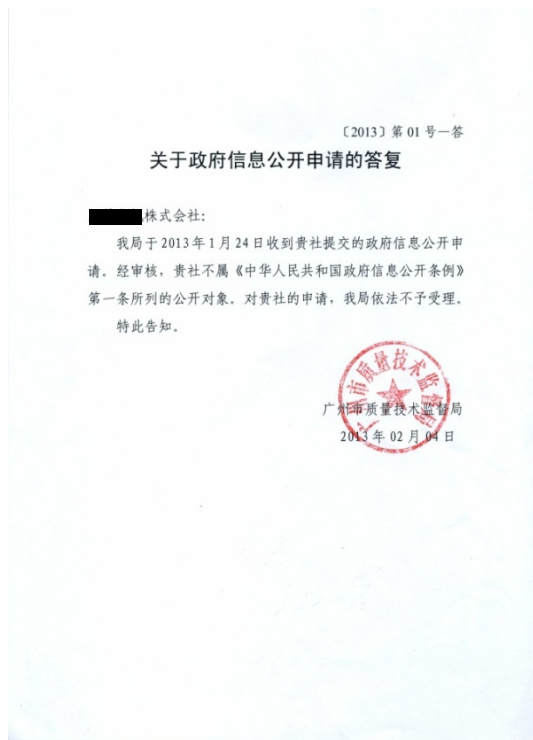
⇒ 政府政府情報公開は、中国の公民、法人およびその他の組織を対象としており、海外に所在する法人は含まないとの解釈から。

中国内の現地法人や代理会社からの申請であれば開示可能（但し、その場合、公証認証手続を経た権利者の委任状が必要）。

中華人民共和国政府政府情報公開条例

第1条

公民、法人およびその他の組織が法に基づき政府情報を取得することを保障し、政府活動の透明度を向上させ、法による行政を促し、人民大衆の生産、生活および経済社会活動に対する政府情報の奉仕的役割を十分に發揮させるために、本条例を制定する。



案件No. 75、76／政府情報開示申請に関する回答

●情報開示不可に関する回答（広州市AIC荔湾分局 ⇒ L社）

案件No. 73に関して、書面での回答なし（電話での回答のみ）

法的根拠：広東省政府情報公開申請に基づく業務規程 第6条
⇒ 申請者は海外法人にあたり、情報開示対象の資格を有さないため。

●情報開示不可に関する回答（広州市花都区TSB ⇒ L社）

案件No. 74に関して、書面での回答なし（電話での回答のみ）

法的根拠：広東省政府情報公開申請に基づく業務規程 第6条
⇒ 申請者は海外法人にあたり、情報開示対象の資格を有さないため。

●情報開示不可に関する回答（深圳市MSA宝安分局 ⇒ M社）

法的根拠：広東省政府情報公開申請に基づく業務規程 第6条
⇒ 申請者は海外法人にあたり、情報開示対象の資格を有さないため。

広東省政府情報公開申請に基づく業務規程

第 6 条

行政機関が申請者の政府情報公開申請を受け取った後に、申請者に対する主体資格審査を行わなければならない。

我が国の公民、法人或はその他組織が行政機関に対し、自身特殊需用に関わる政府情報（税金納付、社会保障、医療衛生など）の公開を申請する場合、有効身分証明書或は証明文書を出さなければならない、できない場合は受理できない。

国内の外国公民、法人或いはその他組織が我が省行政機関に対して、政府情報公開を申請した場合、関係法律文書および申請者身分証明材料を出さなければならない、できない場合は受理できない。

国内の外国公民、法人或はその他組織の政府情報公開の申請を受取った後、申請者の身分に対する審査を行わなければならない。必要な場合には、外事主管部門が協力をもらいつつ、公安部門が審査を行う。

国外の外国公民、法人或はその他組織の政府情報公開申請につき、受理しない。

香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区住民、法人或はその他組織が我が省行政機関に対して、政府情報公開を申請した場合にも、上記規程を参照する。

本件業務規程は、政府公開条例を受けて、広東省より発せられた内部基準であると考えられ、そうだとすれば、同規定でなされる解釈は司法判断を拘束しないとも考えられるが、この点、両者の適用関係は必ずしも明らかではない。もっとも、本件調査結果に鑑みれば、広東省内の当局から日本権利者に直接開示がなされたケースは相対的に少なく、同省内の当局は上記規定に従った運用をなしている可能性も高いため、権利者側としては、同規定に沿って、中国現地法人から申請する、中国における代理人を選定した上同代理人経由で選定する等の工夫をすることも有用かと考えられる。

「非開示」となった案件については、権利者の意向も踏まえ、引き続き、開示主体を変更する等して請求予定である。

发件人: bafjzw [mailto:████████@szaic.gov.cn]
发送时间: 2013年1月26日 17:26
收件人: rong huang
主题: Re: 政府信息公开答复书(日本████████公司)

您好:
你咨询的问题我局工作人员已电话告知你。

深圳市市场监督管理局宝安分局
2013年1月26日

----- Original Message -----

From: ██████████
To: 宝安分局政务公开
Sent: Thursday, January 17, 2013 4:04 PM
Subject: 答复: 政府信息公开答复书(日本████████公司)

您好:
请问主体为何不适格呢?

████████
2013年1月17日

发件人: bafjzw [mailto:████████@szaic.gov.cn]
发送时间: 2013年1月17日 15:59
收件人: ██████████
主题: 政府信息公开答复书(日本████████公司)

日████████公司:
现将《政府信息公开答复书》发送给你司, 请查收。

深圳市市场监督管理局宝安分局
2013年1月17日

案件No. 77~79／電子メールによる回答

・開示可否に関する当局からの回答方法

回答方法については、開示可の場合は郵送による書面での回答方法が一般的となっている。なお、乐清市TSBと瑞安市AIC塘下鎮工商所（いずれも温州市管轄地区）においては、郵送ではなくファックスによる書面回答の方法が見られた。一方、非開示の場合は電話による口頭での回答か、もしくは郵送による書面での回答の形のいずれかが取られた。

寧波市の3事例については、それぞれ管轄の工商所および寧波市AIC慈溪分局の双方から、それぞれ情報開示可に関する回答が発行された。

広東省では、海外法人に対しては一律開示不可とされている中で、東莞市TSBでは例外的に開示に同意してくれた。原則開示不可から開示へ至る過程において、電話⇒ファックス⇒郵送による開示の方法が取られた。

深圳市市场监督管理局宝安分局

政府信息公开答复书

■■■■公司:

你司于2013年1月7日通过信函方式提交的政府信息公开申请收悉,经研究,答复如下:

根据《广东省政府信息公开申请工作规程》第六条的规定,你司不符合依申请公开的主体资格,因此,你司提交的申请,我分局不予受理。

特此告知。



深圳市市场监督管理局宝安分局
2013年1月17日

案件No. 77~79／政府情報開示申請に関する回答

案件No.	開示対象当局	権利者企業	開示の可否		回答方法
63、64	寧波市AIC、寧波市AIC慈溪分局逍林工商所	L社	開示	=	郵送(EMS)
65	寧波市AIC、寧波市AIC慈溪分局横河工商所	L社	開示	=	郵送(EMS)
67	永康市AIC	L社	開示	=	郵送(EMS)
66	義烏市TSB	M社	開示	=	郵送(EMS)
68	瑞安市AIC塘下鎮工商所	L社	開示	=	ファックス

案件 No.	開示対象当 局	権利者企業	開示の 可否		回答方法	
69	乐清市 TSB	A 社	開示	=	ファッ クス	⇒ ファッ クス ⇒ 郵送 (EMS)
70	東莞市 TSB	A 社	開示	=	電話	
71、 72	嘉善県 AIC	L 社	開示不能 (情報がな いため)	=	郵送 (普通 郵便)	
75、 76	広州市 TSB	A 社	非開示	=	郵送 (EMS)	
73	広州市 AIC 荔湾分局	L 社	非開示	=	電話	
74	広州市花都 区 TSB	L 社	非開示	=	電話	⇒ 電子メ ール
77 ～79	深圳市 MSA 宝 安分局	M 社	非開示	=	電話	



嘉善県AICからL社への郵送用封筒



広州市TSBからA社への郵送（EMS）用封筒